



# 成年後見制度の概要

## 成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

## 申立から選任されるまで…

### 1 法定後見制度 (すでに判断能力が不十分な方に)

本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長

申立てができるのは…

申立てに必要な主な書類・費用

- ・ 申立書
- ・ 診断書
- ・ 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- ・ 登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- ・ 郵便切手
- ・ 本人の戸籍謄本
- ・ 鑑定料 50,000円～（必要な場合）

申立

家庭裁判所

選任

後見人

判断能力がほとんど無い場合

保佐人

判断能力が著しく不十分な場合

補助人

判断能力が不十分な場合

- ①調査：家庭裁判所調査官による面接調査など
  - ②鑑定：本人の判断能力について精神鑑定
  - ③審判：類型等の決定、後見人の選任
- ※状況によっては、精神鑑定が省略される場合があります。

### 2 任意後見制度 (将来の不安に備えたい方に)

本人

契約

任意後見人

公証人役場で任意後見契約

契約書作成にかかる費用

- ・ 公正証書作成基本手数料 11,000円
- ・ 登記嘱託手数料 1,400円
- ・ 印紙代 2,600円
- ・ その他（切手代等）

申立

家庭裁判所

選任

任意後見監督人

判断能力の低下

監督

任意後見人による支援開始

### 成年後見人の具体的な仕事

- ・ 本人の財産の状況などを明らかにして、家庭裁判所に財産目録を出します。
- ・ 本人と相談して、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、今後の計画と収支予定を立てます。
- ・ 介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを、本人に代わって行います。
- ・ 本人の年金を受け取る手続きや、預貯金などを管理し、費用の支払いを行い、収入や支出の記録を残します。
- ・ 本人の財産の管理と処分（土地や家の売却など）の手続きを行います。
- ・ 悪質商法などの不当な契約の取り消しを行います。
- ・ 家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示等（後見監督）を受けます。